

## はじめに

法科大学院が発足したのは2004年4月のことである。順風満帆の船出が逆風に晒されるまで、そう時間はいらなかつた。編者のはか、執筆者の多くは法科大学院で教鞭をとる者であるが、以前の、法曹志望者は法学部の授業そっちのけで予備校に通い、俗に雑魚本と呼ばれるテキスト類に頼っていた法曹養成のプロセスは、公式の法曹養成システムと学位が生まれたことで、相当に体系的で、至れり尽くせりのシステムとなり、法科大学院適性試験受験者から現行の司法試験合格者の比（ほぼ3.5倍）を以前の旧司法試験の倍率（約50倍）と比較しても、相当に受かりやすい（弁護士になりやすい）制度になったのに、この非難は過ぎるのではないかと思っているところである。法科大学院のカリキュラムは、なかなか体系的である。基本事項の講義に始まり、演習がなされ、仕上げの総合演習（実務家教員も入って、関連分野も含めた検討ができることが要求される）があり、予習時間も十分あって、無理なく学習が可能なものになっていると思える。そして、日本を法治国家たらしめるためには、法律家と司法試験受験生、法科大学院の学生の熱意と適切な努力が期待されよう。

しかし、それに沿った教材が、どの分野でも出揃つたかと言われれば、必ずしもそうではないのかもしれない。あるとき、ある修了生に、憲法分野には適當な演習書がない、と言われたのだ。では、いっそ我々で編集してしまおう、と思ったというのが本書出版の端緒である。単なる問題演習だけの本にするのはつまらないで、学習段階に沿って、段階的に問題や基本判例を配置し、最終的には司法試験を解くレベルまでのシェルバとしての役割を果たす本になって欲しいという願いを込めて編成を考えたものである。また、終わった制度なので埃をかぶったままの、旧司法試験の最後の頃の問題も、第1部に組み込んで活用した。第4部の新司法試験の問題と比べると、逆に、新司法試験とは何であるかを知るのにも役立とう。

全くの法学未修者の方は、この第1部から順序よく、解説もよく読んで、ていねいに学習することをお勧めする。一定以上に自信のある法学部出身の方や既修者の方は、第1部Aは実力判定テスト程度にしてもよく、第1部Bの択一式で基本事項をチェックした後、第2部の判例演習をしっかり行って欲しい。意外と、憲法判例のしっかりした読み方は、身に付いていないことが多いのである。有名判例だと思って流さないで、各設問に解答を重ねていただきたい（なお、実力不足を感じたら第1部Aに戻ること）。そして、司法試験が間近に迫っている方は、第3部の問題を順次解くことから始め、これで不足な点は第2部以前に立ち返るようにすれば能率が上がるようと思われる。第3部の問題は、論点の順とはしていないので、何がこの問題の論点であるかを捉えるよい訓練になると思われる。何よりも第4部の問題は、実践的には最も意義があろう。以上は、自習用教材としての使い方であるが、第2部をはじめとして、法科大学院の教材としても十分使えるものであり（このため、第2部についてはあえて解答を示していない）、広範な活用を望むところである。

法学部等の3・4年生で、憲法ゼミにいるのであれば、本書に挑戦してみるのもよい。味気ない試験勉強の演習書とは思えない、憲法学の醍醐味を満喫できるかもしれない。憲法は、受験科目だパンのための學問だ教職科目だ市民學習の要だと息も切らさず堅いことを言う必要もなく、実に面白いのである。憲法判例は小説よりも奇なる事案を抱え、特に若くしてみると、血湧き肉躍るものである。そし

て、面白さに気付きながら、読者の皆さんのレベルが格段に上がっていることを願わざにはいられない。法学部人気が冷え込んでいる昨今ではあるが、社会問題に対し、論理的かつ決定力ある総合的判断を示し、法学部卒はさすがだと言わしめていただきたいと切に願う。

研究・教育・学内外の仕事御多忙な中、第1部Aの旧司法試験の問題を受験生ながらに解く羽目になったり、第3部で小説家顔負けの事例を作つて自分でその解答例と解説を書くことになったりした、執筆の先生方には御礼申し上げたい。最後に、編者らの欲張りな企画を受け入れていただいた法律文化社、何よりも刊行までご尽力いただいた同社の小西英央氏と上田哲平氏に深く感謝したい。

2012年7月

原田一明・君塚正臣